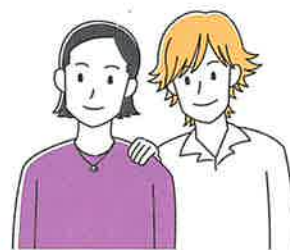




愛知県
ファミリーシップ
宣誓制度



愛知県ファミリーシップ 宣誓制度とは

様々な事情により婚姻することができない、互いを人生のパートナーとして認め合う二人及びその子を始めとした近親者が、家族と約した関係であることを宣誓し、県がその宣誓を受理したことを証明する制度です。

制度を利用される方たちの例



ファミリーシップ

とは何ですか？

「パートナーシップにある者（同性・異性を問わない）及びその子を始めとした近親者（三親等内）を含め、家族であると約した関係」です。同性カップルに限らず、様々な事情により婚姻制度を利用できないカップル及びその家族も対象です。

■ 対象者の要件

パートナーシップ*の関係にある方で、次のいずれにも該当する方は、宣誓することができます。



- 成年に達していること
- いずれか一方が県内に住所を有し、又は県内への転入を予定していること（同居していなくても対象）
- 双方に配偶者（事実婚を含む）がないこと（ただし、宣誓者同士が事実婚の場合は対象）
- 双方が他の者とパートナーシップ又はそれに類する関係にないこと
- 双方が民法に規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係（近親者等）にないこと（ただし、宣誓者同士がパートナーシップに基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合は、宣誓することができます）

※パートナーシップ：互いを人生のパートナーとし、親密な関係に基づき永続性をもった生活共同体を構築している又は構築することを約した関係をいう（同性、異性を問わない）

企業経営者・
人事担当者の方は
要チェック

あなたの会社の従業員が ファミリーシップ制度を利用したら？

県・自治体が発行する「ファミリーシップ（パートナーシップ）受理証明書」を同性や事実婚のパートナーやその子どもを社内制度上「家族」として扱うための申請書類として採用している企業が増えています。

手当（家族手当、住宅手当、結婚祝金など）や休暇（慶弔休暇、育児休暇、介護休暇など）の対象を広げられないか検討してはいかがでしょうか。

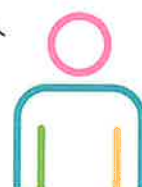


ファミリーシップ（パートナーシップ）制度活用企業で働く人の声

働いている会社では、同性のパートナーも福利厚生の対象として認めていることがすごく嬉しくて、素敵な会社で働いていると思いました。



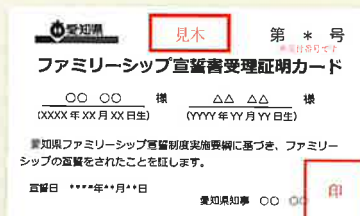
最近、婚姻できない人たちも制度の対象になりました。自分たちの存在が認められたような気がして嬉しかったです。



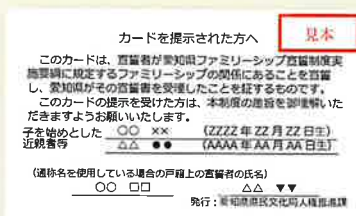
■ 受理証明書等

宣誓者には、県からA4サイズの「ファミリーシップ宣誓受理証明書」及びカード型の「ファミリーシップ宣誓書受理証明カード」を交付します。

受理証明書等は、住所や独身を証明する書類等を提出いただき、本人確認などの手続きを行ったうえで交付しています。



受理証明カード



制度利用者が受けられる行政サービス等

制度利用者は、受理証明書等の提示により、県の行政サービス等を受けられるようになります。また、県内市町村の行政サービス等も受けられるものがあります。



□ 行政サービス等

愛知県

- 県営住宅への入居
- 県立病院における面会、手術同意
- 県図書館における代理人による利用カード交付の申込み 等

市町村

- 市町村営住宅への入居
- 市町村立病院における面会、手術同意
- 住民票の続柄を縁故者へ変更
- 各種申請の代理申請 等

詳細は、県人権推進課Webページをご覧ください。なお、行政サービス等の利用にあたっては、受理証明書等の提示の他、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、民間サービスでも受けられるサービスがあります。

詳しくは、
愛知県
Webサイト



宣誓の流れ

STEP

1 予約の申込 (予約お申し込み先: 愛知県民文化局人権推進課)

宣誓希望日の3か月前から1週間前までにお申し込みください。

確認事項をお伝えいただいた後、県から宣誓日時等の連絡をします。

□確認事項

- ①宣誓者氏名(宣誓者のお二人) ②連絡先(電話番号・メールアドレス)
- ③宣誓希望日時
(第5希望までお伝えください。時間は、平日*の午前9時30分、午前11時、午後2時、午後3時30分からお選びください。)
- ④宣誓方法(対面又はオンライン) ⑤県外から県内への転入予定の有無
- ⑥受理証明書等への近親者等の記載の有無 ⑦通称名の使用の有無

*平日: 開庁日(国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始を除く月曜日から金曜日)

□お申し込み方法

メール

専用メールアドレスへメール送信
aichifamilyship@pref.aichi.lg.jp

TEL

愛知県民文化局人権推進課へ電話
TEL. 052-954-6749 (ダイヤルイン)

※電話受付時間: 平日*午前9時30分～午後4時30分

STEP

2 宣誓当日 (対面又はオンライン)

A. 対面宣誓の場合

県がお伝えした日時、集合場所に、予約お申込み時にお伝えする提出書類をお持ちいただき、必ず宣誓者お二人そろってお越しください。

宣誓場所は、原則、県庁舎(本庁舎、西庁舎、自治センター、東大手庁舎のうち、県が指定する場所)の個室で対応いたします。

B. オンライン宣誓の場合

県がお伝えした日時に、Web会議システムを用いて、宣誓していただきます。必ず宣誓者お二人そろって参加してください。
(県からWeb会議システムの参加URLをお送りします。)

予約お申込み時にお伝えする提出書類は、宣誓日の4開庁日前(必着)までに、簡易書留で郵送してください。

送付先

愛知県 県民文化局 人権推進課 人権相談グループ 受付担当宛て
〒460-0001 名古屋市中区三の丸三丁目2番1号 愛知県東大手庁舎3階
TEL. 052-954-6749 (ダイヤルイン)

□本人確認書類として、次のいずれかをご準備ください。(対面、オンライン共通)

- 運転免許証 ●旅券(パスポート) ●マイナンバーカード(個人番号カード)
- 官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等(本人の顔写真が貼付されたもの)

■宣誓時に提出する書類について

- ① ファミリーシップ宣誓書【様式第1号】
- ② 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。)
※住民票記載事項証明書は、個人番号(マイナンバー)、本籍、住民票コードの記載を省略したもの
- ③ 現に婚姻をしていないことを証明する次のいずれかの書類(宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。)
(ア) 独身証明書 (イ) 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)
(ウ) 届出者が外国籍であるときは、外国の官憲(在日大使館等)の交付する婚姻要件具備証明書又は独身証明書及び当該書類に係る日本語の翻訳文(翻訳した者の氏名を記入したものに限る。)

上記①～③の書類に加え、宣誓内容によって、近親者等である事実が確認できる書類等の提出が必要となる場合があります。詳細は県のホームページをご覧ください。

STEP

3 受理証明書等の交付

宣誓書類を確認の上、後日、「ファミリーシップ宣誓書受理証明書」及び「ファミリーシップ宣誓書受理証明カード」を宣誓者へ郵送(簡易書留)します。

見本

ファミリーシップ宣誓書受理証明書

宣誓者氏名	〇〇 〇〇	△△ △△
生年月日	XXXX 年 XX 月 XX 日	YYYY 年 YY 月 YY 日

子を始めたとした近親者等

近親者等の氏名	〇〇 ××	生年月日	ZZZZ 年 ZZ 月 ZZ 日
近親者等の氏名	△△ ●●	生年月日	AAAA 年 AA 月 AA 日
近親者等の氏名		生年月日	年 月 日
近親者等の氏名		生年月日	年 月 日

宣誓日	交付番号
****年 **月 **日	第 * 号

愛知県ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、ファミリーシップの宣誓をされたことを証します。

愛知県知事 〇〇 〇〇

印

（裏面）

見本

○ 注意事項

1 この受理証明書は、愛知県ファミリーシップ制度実施要綱に従って取り扱ってください。なお、この受理証明書は、法的効力を有するものではありません。

2 次の場合は、受理証明書及び受理証明カードを返還してください。

- （1） パートナースhipが解消されたとき
- （2） 宣誓者の双方が共に県内に住所を有しなくなったとき
- （3） 宣誓者の一方が死亡したとき ※
- （4） 要綱 12 条の規定により、宣誓が無効となったとき
- （5） その他の上記に掲げるもののほか、返還すべき事由が生じたとき

※ 近親者等と引き続きファミリーシップの関係の継続を希望する場合は、この限りではありません。

3 次の場合には無効になります。

- （1） 宣誓書の内容に虚偽があったとき。
- （2） 受理証明書等を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと知事が認めるとき。
- （3） 要綱第3条の各号の規定に反しているとき。
- （4） 要綱第4条第7項の規定に反して、県内への転入を証明する書類を提出しないとき。

○ 通称名を使用している場合

以下に戸籍上の氏名（外国人の場合は、これに準じるもの）を記載します。

戸籍上の氏名	〇〇 □□	△△ ▼▼
通 称 名	〇〇 〇〇	△△ △△

＜この受理証明書を提示された方へ＞

愛知県では、愛知県人権尊重の社会づくり条例（令和4年愛知県条例第3号）の理念である「多様性を認め合い、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくり」の実現に向けた取組の一助として、『愛知県ファミリーシップ宣誓制度』を実施しています。

この受理証明書は、宣誓者が愛知県ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に規定するファミリーシップ（互いを人生のパートナーとし、親密な関係に基づき永続性をもった生活共同体を構築している又は構築することを約した関係及び、その関係にある者の一方又は双方の子を始めたとした近親者その他知事が適当と認める者を含め、家族であると約した関係。）の関係にあることを宣誓し、愛知県がその宣誓符を受理したことを証するものです。

宣誓者が、その関係性を説明し、理解を得ていくためのものとして、提示することがあります。この受理証明書を提示された方は、本制度の趣旨を十分ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、本制度を利用する方の個人情報（性的指向・性自認や、本制度を利用していること等）については、本人の同意なく口外しないでください。

ファミリーシップ宣誓書(様式第1号) 記入時の注意事項

表面

県知事 殿

ファミリーシップ宣誓書

私たちは、愛知県ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に規定するファミリーシップの関係にあることを宣誓します。

1 宣誓日		XXXX年 XX月 XX日
2 宣誓者		
ふりがな	氏名又は通称名	△△△ △△△
生年月日	3	XXXX年 XX月 XX日
住所	〒XXXX-XXXX 愛知県XXX市XXXX	〒XXXX-XXXX 愛知県XXX市XXXX
電話番号	XXX-XXXX-XXXX	YYY-YYYY-YYYY

子(4)といた近親者等(成年は親族等に限るものみ、成年を記載してください)			
ふりがな	△△△ × × ×	生年月日	ZZZZ年 ZZ月 ZZ日
近親者等の氏名	△△ × ×	続柄	子
ふりがな	△△△ △△△	生年月日	AAAA年 AA月 AA日
近親者等の氏名	△△ △△	続柄	母
ふりがな		続柄	

裏面

代筆者(5) 代筆者の氏名(代筆者の氏名を記載してください)	
ふりがな	△△△ △△△
氏名	△△ △△
住所	〒XXXX-XXXX 愛知県XXX市XXXX
代筆理由	※※※※※のため

2 表面に、通称名を使用している場合、以下に戸籍上の氏名(外国人の場合は、これに準じるもの)を記載	
ふりがな	△△△ △△△
戸籍上の氏名(6)	△△ △△
通称名	△△ △△

3 確認事項	
私たちは、愛知県ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に定める宣誓を行うに当たり、下記の記載の内容が事実と相違ないこと及び同要綱の規定を遵守することを確認します。	
※該当する項目の欄に(✓)を入れて下さい。(全ての項目にチェックが必要です)	
確認欄	項目
☒	互いを人生のパートナーとし、親密な関係に基づき永続性をもった生活共同体を構築している又は構築することを約した関係及び、その関係のある他の一人又は複数の家族(配偶者、未成年の子、その他の家族)を有すること。
☒	7 双方の住所に於て、他の住所には移住すること。
☒	8 双方又はいずれか一方が県内に住所を有すること。
該当する番号に○を付けて下さい	転入予定者: 転入予定日: 年 月 日

① 宣誓日は、県と調整して決定した日付を記入してください。

② 宣誓者の欄は、宣誓者本人が自書してください。

③ マンション等にお住まいの方は、建物名・部屋番号まで記入してください。

※ 宣誓時の住所(住民票に記載の住所)を記入してください。

④ 15歳未満の近親者等の場合は、当該近親者等の親権者が記入してください。

15歳以上の近親者等の場合は、当該近親者等が自書してください。また、併せて近親者等の記載に関する同意書(様式第5号)を提出してください。どちらの場合も、近親者等である事実が確認できる書類が必要となります。

⑤ 代筆者の氏名は、戸籍名を記入してください。

⑥ 通称名を使用する場合は、社会生活において日常的に該当通称名を使用していることが分かる書類(社員証や学生証等の写し)を提出してください。

⑦ (1)又は(2)に○を付けてください。

転入予定者の方の場合は、宣誓後、転居地の県内自治体で発行された住民票の写し又は住民票記載事項証明書(県内への転入後であって、提出日以前3か月以内に発行されたものに限る。)と、交付した転入予定者受付票を県へ提出した後、受理証明書等を交付します。

(他の一方が県内に住所を有する方である宣誓者を除く)

宣誓予約の申込先

愛知県県民文化局人権推進課 人権相談グループ

専用メールアドレス: aichifamilyship@pref.aichi.lg.jp

TEL: 052-954-6749 (ダイヤルイン)

※ 電話での予約受付は、平日(開庁日: 国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始を除く月曜日から金曜日)の午前9時30分から午後4時30分です。

〈Webサイト〉 <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinken/aichifamilyship.html>

〈2024年6月発行〉 発行: 愛知県県民文化局人権推進課

TEL. 052-954-6749 FAX. 052-973-3582

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinken/>

